

(別紙：NW・2019年度)

令和3年 月 日

全国中小企業団体中央会振興部 御中
(FAX03(3523)4910)

中小企業課題対応支援事業に係る企業化等状況報告書
(2020年4月～2021年3月)

貴団体名 _____ (記入者名 _____)

住 所 〒 _____

電話番号 _____ メールアドレス _____

* 「1.」及び「3.」の各項目はすべての団体が、「2.」は該当する団体が記入してください。

1. 企業化、産業財産権、他への供与の有無について【すべての団体ご記入ください。空欄不可】
(下記(1)～(4)の項目ごとに、「有」「無」いずれかに必ず○印を付してください。)

(1) 補助事業実施結果の企業化 有 (年 月) 無
(「有」に○ → 企業化した年月と内容を記入し、「2.」もご記入願います)
【企業化の内容： _____】
※企業化したものの、中止・廃止した場合は、その年月を記入願います。
(中止・廃止年月 平成 年 月)
※上記(1)で「無」に○を付した場合のみ(2)にお進みください。

(2) 企業化等への取組みについて 有 無
(現在、企業化はしていないが、企業化に取り組んでいる場合は「有」に○を付し、取組内容を記入し、「2.」もご記入願います)
【取組内容： _____】

(3) 産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権)について
【産業財産権の内容： _____】
① 産業財産権の出願 有 (年 月) 無
(「有」に○ → 年月と内容を記入し、②へ) ↓
② 産業財産権の取得・登録 有 (年 月) 無
(「有」に○ → 年月を記入し、③へ) ↓
③ 産業財産権の譲渡又は実施権の設定 有 (年 月) 無
(「有」に○ → 年月を記入し、「2.」もご記入願います)

(4) その他、該当補助事業の実施結果の他への供与 有 (年 月) 無
(「有」に○ → 他への供与した年月と内容を記入し、「2.」もご記入願います)
【供与内容： _____】
※供与したものの、中止・廃止した場合は、その年月をご記入願います。
(中止・廃止年月 年 月)

2. 企業化、産業財産権、他への供与による収益状況【該当団体は必ずご記入ください。空欄不可】

(上記「1.」の(1)で「有」に○、(2)で「有」に○、(3)で①～③すべて「有」に○、(4)で「有」に○、のいずれかに該当する団体は、必ず以下もご記入願います。)

なお、該当した場合は、上記「1.」の(1)及び(4)を中止・廃止した場合のご記入いただいた年月以降を除き、たとえ収入がなくても、原則、事業終了後から支出は継続的に発生しているはずなので、総支出額は、必ずご記入願います(総収入額および収益額が0円の場合は、0と記入願います。)

2020年4月から2021年3月までの企業化等による総収入額	円
//	総支出額
//	収益額
	円

※記載注意事項

- (1) 総収入額とは、2020年4月から2021年3月までの補助事業実施結果の企業化、産業財産権の譲渡又は実施権の設定、その他、該当補助事業の実施結果の他への供与による総収入額をいう。
- (2) 総支出額とは、2020年4月から2021年3月までの補助事業実施結果の企業化又は企業化への取組み、産業財産権の譲渡又は実施権の設定、その他、該当補助事業の実施結果の他への供与のために要した額をいう(人件費、加工費、製造費、原材料費、設備投資費、広告宣伝費、通信運搬費、保管費、工事費、光熱費、燃料費、借損料、委託費、外注費等全ての経費)。
- (3) 収益額とは、「2020年4月から2021年3月までの総収入額 - 総支出額」をいう。
- (4) ご記入いただいた額について、後日、本会が確認する場合がありますので、その積算根拠を明確にしておくこと。

3. 事業終了後の進捗状況について【すべての団体ご記入ください。空欄不可】

(2021年3月までの状況で該当する内容に必ず○印を付すとともに(複数○可)、その年を記入、該当しない場合は「⑦その他」にその内容を必ず記入願います。)

基本計画の策定を目的とした事業	ソフトウェア等の開発、システム等の構築を目的とした事業
①基本計画を実現化(年)	④運用中(年)
②実現化へ取組中(年)	⑤ソフトウェア、システム等の機能追加(年)
③実現化を中断・廃止(年) →理由: ⑦へ	⑥ソフトウェア、システム等の運用中断・廃止(年) →理由: ⑦へ具体的に記載してください
⑦その他及び現在の状況(①～⑥以外の事業終了後の活動内容、補助事業との関連、今後の予定や、③・⑥で中止・廃止した場合はその理由、等について記載してください)。	

○中小企業課題対応支援事業(組合等情報ネットワークシステム等開発事業)補助金交付規程(抜粋)

(補助金の交付決定の取消し)

第16条 全国中央会会長は、組合等が補助金を他の用途に流用し、又は補助金の交付の内容、若しくはこれに付した条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- 2 前項の規定は、第13条において定める補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 全国中央会会長は補助金の交付決定の取消しを行った場合は、その旨を組合等に対し、速やかに通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第17条 組合等は、第15条の規定により既に補助金の交付を受けた後、第16条の規定により取消しを受けた場合において、様式第12による補助金返還通知書に従って補助金を返還しなければならない。
- 2 組合等は、様式第13の規定により補助金の額の確定を受けた場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助金返還通知書に従って補助金を返還しなければならない。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、返還を通知した日から20日以内又は3月31日のいずれか早い日までとし、期限内に返還されない場合は、未納に係る金額に対して、その未納たる期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。